平成２４年（フ）第１１０９号
東京都江戸川区平井４丁目12―10―401
債務者　大塚　歩美
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１３５号
神奈川県座間市入谷３丁目5808―２―502
債務者　照井　将樹
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７４号
千葉県市川市伊勢宿12―16―302　ジュネパレス市川19
債務者　小林恵美子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９８号
東京都調布市国領町１丁目８―15―201
債務者　古川　　正
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０１号
東京都杉並区阿佐谷南３丁目11―16　Ｃ―102
債務者　小山　一博
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１２号
東京都江東区牡丹１丁目４―１　アーバンステージ門前仲町２―302
債務者　遠藤　慎一
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２２６号
東京都文京区目白台３丁目４―２―３Ｆ
債務者　下青木義隆
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３０号
埼玉県草加市遊馬町1146―２―102
債務者　中澤　瑛子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３１号
埼玉県川口市西川口４丁目18―９―203
債務者　茶園　光豊
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３２号
東京都豊島区上池袋２丁目26―18
債務者　仙波　仁美（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３３号
東京都板橋区大谷口北町78―７―205
債務者　塩見　啓吾（旧姓高木）
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３４号
東京都東村山市栄町３丁目13　栄町３丁目第３アパート１―406
債務者　永井ひとみ（旧姓芳賀）
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３５号
神奈川県横浜市緑区三保町2068―５―301
債務者　吉田　洋子（旧姓北本）
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３７号
神奈川県横浜市南区六ツ川２丁目82―33
債務者　升水　亜紀
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３８号
東京都練馬区上石神井４丁目６―９　A108
債務者　澤井　　薫（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部